



つまごいむら

農業委員会だより

第54号

令和8年3月16日

編集・発行／婦恋村農業委員会 ☎0279-96-1256

農業委員会だより 発行にあたり



婦恋村農業委員会
会長 市場 俊喜

村民の皆様におかれましては、日頃より農業委員会活動にご理解ご協力いただき御礼申し上げます。

さて、昨年皆様にご協力いただいた「地域計画」について、皆様のおかげで策定することが出来ました。詳細につきましては婦恋村ホームページにて閲覧できます。

また、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い昨年4月に村での農用地利用集積計画による農地の貸し借り（利用権設定）が廃止されました。現在は農地法第3条による申請か、農地バンクを利用した中間管理事業による農地中間管理権設定を行うこととなっています。農地法で分からないことなどありましたら農林振興課内 農業委員会事務局にご相談ください。

会長 市場 俊喜

さて、昨年を振り返りますと更なる物価高騰による生産コスト増の中、キャベツの価格は低迷し大変厳しい年となりました。これは個々の農家の経営改善では克服できる問題ではないと思います。そんな中、秋には女性初の首相が誕生しました。そして2月には衆議院議員総選挙が行われました。選挙期間中首相は積極財政への大転換を公約に掲げました。農業関係では、全国各地で食料安保を確立し、生産物をどんどん作り世界中に輸出して、農業を成長産業にしていくと訴えていたのですが、今後大いに期待したいと思います。

また、このような機会をとらえ今こそ国・政府に対し「夏秋キャベツ日本一」の婦恋村が置かれている大変厳しい現

状を訴え理解していただき、今後も成長できるような政策を速やかに実行していただけるよう、村・農協をはじめあらゆる団体が一丸となって働きかける事が大変重要だと思います。

農業委員会では毎年農地パトロールを実施していますが、近年表土の流出等による耕作放棄地や作り手のいない遊休農地が急増しています。農業委員会の仕事は農地を守

り管理することですが、農地を守るすなわち農業・農家を守るという思いで業務を行ってまいります。

最後になりますが今年7月農業委員・農地利用最適化推進委員は3年の任期満了に伴い改選が行われます。村民の皆様にはこの間、農業委員会にご理解ご協力いただきまして、心より御礼申し上げます。



農業委員会活動を振り返って

千俣地区



農業委員
千川 伸夫

農業委員としての活動を振り返りますと、地域農業を取り巻く環境が変化する中で、多くの学びと気づきのある日々であったと感じております。

農地の利用の見直しや遊休農地の解消に向けた現地調査、担い手への農地集積の支援など、地域に密着した活動に取り組んでまいりました。

農業者の皆様と直接お話しをする機会も多く、現場の声に触れることで、地域農業が抱える課題をより身近なものとして受け止めることができました。

高齢化や後継者不足など農業を取り巻く課題は今も続いています。こうした課題に向き合い、地域とともに考えていくことが農業委員の大切な役割であると感じています。

これからも農業委員として活動を続け、これまでの経験を生かしながら、地域農業の

鎌原地区



農業委員
小嶋 恒夫

維持・発展に少しでもお役に立てるよう、皆様と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

令和5年7月より農業委員として活動させていただいておりますが、人口減少と高齢化等による農業者の減少と遊休農地の増加を感じる2年半でした。

鎌原地区では、農業者の減少が大きく、その所有者が耕作できない圃場を当地区の農業者と他地区の農業者の方により耕作してもらい、どうか遊休農地の発生が抑えられています。そんな中、何人かの高齢の農業者が面積を減らすという話も聞きます。また、当地区の圃場は石が多く他地区の方からは敬遠されがちです。遊休農地がさらに増えることが心配されます。

そして、これから始まる上信道の整備により、農地の減少と農地の小型化が進みま

す。色々と問題はありますが、意欲ある若い農業者やこれから希望を持って就農予定の若い人たちの将来に向け、地域の地権者や耕作者協力の元、行政と一体となって、農地を守る必要を感じます。



女性講座受講の様子

大笹地区



農地利用最適化推進委員
小林 貴子

毎年9月から10月にかけて、各地区で農地パトロールが行われます。農地利用の確認と遊休農地の実態把握や発生防止が主な目的です。大笹地区の現状ですが、ハウスでの育苗が進み以前は苗床に使用していた面積の狭い畑が不用になり、耕作放棄地化しています。また、大笹の小池地区にある畑は林に沿った農地の為、有害鳥獣の被害が避けられず、畑として使用が難しい場所もあります。面積が小さいことや、傾斜地、段差がある、土目等の条件が悪いと遊休農地になりやすいのではないかと感じます。一方、年々離農される方が増えていますが、良い農地はすぐに別の方に引き継がれて耕作されています。よって、諸々の価格高騰により農業経営が厳しい中、自ら農地を整えるには大変なコストがかかりますが、整えられていれば有効活用は進むのではないのでしょうか。

西窪地区



農地利用最適化推進委員
岩田 隆行

そのためには県や国との連携が必要になると思います。

農業委員会では、毎年9月から10月にかけて地域の農地利用の確認、遊休農地の把握と発生防止などを目的に、農地パトロールを各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局で実施しています。
西窪地区は、農地のほとんどが傾斜地で面積が小さい田畑が多く、農地に行くまでの道路は、道幅が狭く対向車のすれ違いが困難で条件があまり良くありません。耕作者の高齢化や後継者不足などもあり、遊休農地が年々増加していると感じます。
遊休農地化の解消へ向けて所有者への働きかけなどを行い、荒廃農地にならぬように遊休農地の解消に努めていきたいと思えます。



ツキノワグマ出没に関する注意喚起

遭遇しないためのポイント

- ・外で作業をする際は、ラジオなど音の出るものを設置して自分の存在をアピールする
- ・クマが近づきやすい森林が近い農地は、周囲の灌木の刈り払いなどを行う
- ・クマの出没情報を収集し、頻出地における単独行動は避けるようにする
- ・クマの活動が活発になる夕暮れ～明け方の時間帯には外出を避ける
- ・クマの誘引物(放置果樹、廃棄農作物、生ゴミ、ガソリン、灯油など)を除去する
- ・クマが侵入しないよう自宅や倉庫の施錠を徹底する



遭遇した場合の対処方法

(1) 距離が離れていてクマがこちらに気付いていない場合

- ▶ ゆっくりと静かに立ち去る。

(2) 距離がある程度近くクマがこちらに気づいている場合

- ▶ 走ったり大声をあげるとクマを刺激してしまい、パニックになり突発的な攻撃をしてくる可能性があるため、クマから目を離さず(背を見せず)ゆっくりと静かに後退する。

(3) クマが近づいてきた場合

- ▶ もしもクマが近づいてきても、威嚇をするだけで途中で止まり後退することが多いため、冷静にクマと間に障害物がくるようゆっくりと後退する。

(4) クマが至近距離まで迫ってきた場合

- ▶ 至近距離まで迫ってくると引つ掻かれたり噛まれたりする可能性がありますが、ツキノワグマは一撃を与えた後すぐに逃走することが多いとされています。両腕で顔面や頭部をガードし、直ちにうつぶせになるなどして致命傷を避けるようにしてください。

※万が一に備え、クマの出没しそうな場所を訪れる際はクマ撃退スプレーの携帯を推奨します。



農業者年金で生活の安定を考えませんか？

農業者年金とは？

農家のための任意加入の公的年金です。

どんな制度なのか？

積立方式・確定拠出型が採用されています。

加入条件や脱退について条件はある？

新制度の農業者年金は、加入も任意ですが、脱退も自由です。ただし、脱退された場合には、脱退一時金としてではなく、それまでに加入者が支払った保険料と年金裁定までの間の運用益は、加入期間にかかわらず、例えば1か月間の加入でも、将来、年金として支給されます。脱退されたかたも、加入要件を満たしていればいつでも再加入できます。

※加入について

- ・年間60日以上農業に従事
- ・国民年金の第1号被保険者
- ・(国民年金の保険料納付免除者を除く)
- ・20歳以上60歳未満

月々の保険料は？

2万円～6万7千円

※自分で金額を決められ、いつでも変更できます。

いつから受給できるの？

65歳以上75歳未満の間で裁定請求を行った時点から受給できます。また、裁定請求をしなかった場合は、75歳から受給が始まります。

税制面の優遇あり

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象になるので、所得税・住民税等の節税になり、将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。



～一般よりも高い平均寿命・平均余命～

老後生活は、こんなに長い!

65歳の平均余命は…

	日本人の平均寿命	65歳の平均余命	農業者
男性	約81歳	約20年(85歳)	約23年(88歳)
女性	約87歳	約24年(89歳)	約27年(92歳)

※「平均余命」は、ある年齢の人が、その後何年生きられるかという平均的な期待値。
「平均寿命」は、0歳時における平均余命。



農業者などの自営業者は、“上乘せ年金”に加入しなければ、老後は、1階部分の「国民年金」しかありません。

今からの加入で将来いくら受給できるか試算出来ます



女性のための農業者年金ガイド
—生涯をサポートする終身年金の内容をYouTubeにてご案内しています



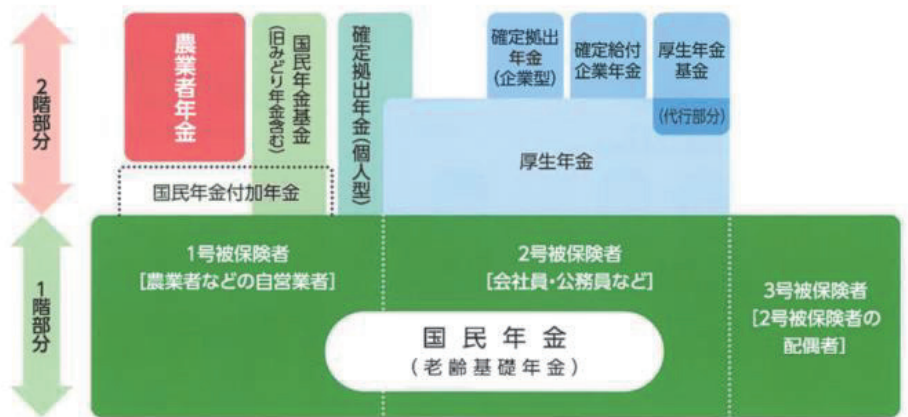
国民年金の年金額(令和2年4月現在)

1人月額約6万5千円
夫婦2人 月額約13万円、年額約156万円
(保険料を夫婦とも20歳から60歳まで40年間支払った場合)

厚生年金の年金額(令和2年4月現在)

夫婦2人 月額約22万1千円、年額約265万円
(夫が会社勤めで40年厚生年金に加入、妻は専業主婦で夫に扶養されている配偶者として40年加入の場合)

公的年金制度の1階と2階



※公的年金が2階建てであることを分かりやすくするため、一部情報を簡略化していますのでご注意ください。

▶農業者年金に加入する場合、国民年金の付加年金(納付額は月額400円)に加入する必要がありますが、国民年金を2年間受給すると、納付した保険料の相当額を受領できる有利な仕組みになっています。

ご不明な点は孺恋村役場 農林振興課
孺恋村農業委員会事務局までお問い合わせください。